

九州分析化学奨励賞表彰規定

【規定】

- 第1条 日本分析化学会九州支部は、分析化学に関する優れた論文を発表した若手研究者に「九州分析化学奨励賞」を授与する。
- 第2条 受賞者は、原則として、九州に在住もしくは九州の研究教育機関・企業等に在籍し、かつ、日本分析化学会の会員であり、九州の分析化学会の活動に積極的に参加した者で、受賞年度の4月1日現在、満30歳未満の者とする。ただし、修士課程（博士前期課程）及び博士課程（博士後期課程）に在籍する場合においては満35歳未満の者とする。なお非会員は受賞時までには日本分析化学会の入会申請をしなければならない。
- 第3条 「九州分析化学奨励賞」は原則として毎年数件とする。
- 第4条 受賞者は若手の会夏季セミナーで受賞講演を行い、その際受賞者に対して表彰状を贈呈する。
- 第5条 表彰等に要する費用は支部費をもってあてる。
- 第6条 「九州分析化学奨励賞」の選考に関しては九州分析化学奨励賞選考委員会がこれに当たる。
- 第7条 九州に在住する本分析化学会員は支部長に受賞候補者を推薦することが出来る。ただし、推薦受付期間は4月1日から4月30日までとする。
- 第8条 支部奨励賞表彰規定の改廃は支部幹事会の議を経て行う。

九州分析化学奨励賞の趣旨並びに選考方法

【趣旨】

分析化学は広範な分野を網羅する基礎並びに応用の学問である。このような学問体系を強力に推進するには、今後確固たる学問の基礎をもち、かつ長期的視野を有する研究者の育成が不可欠である。特に、九州における高い分析化学の学問的水準を維持し、かつ学会活動の更なる活性化のためには、将来の分析化学の中核を担う有為の若手研究者を育成することが必要である。そこで、若手研究者の啓蒙を図るため、本賞を設立する。

【対象】

本賞は、受賞を契機に分析化学の分野で活躍し、将来分析化学の中核となり得る人材を養成することを目的としている。このため、すでに分析化学の各分野で活躍している研究者、すなわち、日本分析化学会（親学会）の奨励賞への応募が可能な研究者ではなく、これから分析化学で活躍することが期待される前途有望な若手研究者（大学院生を含む）を対象を絞る。

【選考方法】

1. 選考委員会は委員8名以内をもって組織し、支部長が委員の人選を行い委嘱する。この際、支部長は選考委員の専門、年齢、地域等に偏りが生じないように配慮する。なお、候補者並びに推薦者の研究室の者に選考委員を委嘱することはできない。
2. 選考委員長は委員の互選によって決定する。原則として支部長は選考委員を兼ねることはできない。
3. 選考委員会は委員現在数の2/3以上の出席がなければ開くことができない。しかし、委員はあらかじめ通知された事項については書面をもって決議に加わることができる。
4. 推薦者はA4一枚の推薦書（指定用紙）、被推薦者の論文目録、講演題目のリスト及び論文等の別刷りの一部（複数可）、さらに被推薦者本人による研究内容の説明文（A4 2枚、英文も可）及び図表等（5枚程度）の正本1部、写し8部（計9部）を指定期日までに支部長に送付する。
5. 審査当日には、被推薦者本人による説明を行わせ主たる審査の対象とする。
6. 審査は分析化学にインパクトを与える独創的な論文を重視する。したがって、論文の数や熟成度等にとらわれない。

7. 支部長は選考委員会より報告された選考結果を第1回常任幹事会に諮り、承認を得て受賞者を決定する。なお、この決定をもって最終決定する。
8. 支部長は推薦者及び被推薦者本人に最終結果を通知する。
9. 審査委員会から被推薦者本人に関する意見書等が提出された場合は支部長を通じて該当者に送付することができる。

九州分析化学奨励賞に関する覚書

九州における若手分析化学研究者の育成を幅広くかつ強力に推進するため、奨励賞の選考に当たって以下の点を申し合わせることにする。

1. 九州分析化学奨励賞を身近なものにするため、受賞者を少数に制限しないように配慮する。受賞者は年度、応募者数等により変動が予測されるが、5名程度までとする。したがって、研究指導者は若手研究員に積極的に応募するように推奨することが強く望まれる。
2. 大学院生あるいは企業における若手研究者を主たる対象とし、公表論文（特許を含む）数が印刷中を含め1報以上あれば、受賞の対象とする。
3. 特定の大学、研究機関等に偏らないように配慮する。

附記

1. 九州分析化学奨励賞の英語表記は Kyushu Analytical Chemistry Award for Young Researchers とする。
2. 副賞について
 - * 選考委員会に候補者が出席する際及び受賞講演会に受賞者が出席する際の旅費は従来通り支給する。
 - * 旅費は在籍する九州の大学または企業の所在地をもとに算定する。
 - * 楯、副賞を与える。

平成4年11月26日 施行。

平成9年11月20日 本規定の一部を改定。

平成10年11月19日 本規定の一部を改定。

平成11年11月4日 本規定の一部を改定。

平成14年11月7日 本規定の一部を改定。

平成17年11月10日 本規定の一部を改定。

平成25年2月16日 本規定の一部を改定。

平成25年11月7日 本規定の一部を改定。